

警察国家に向かわぬために

『世界』7月号も読みたい論稿が多いが、まずは青木理「警察国家に向かわぬためにいま、その芽を摘め」から読みはじめた。抜粋して紹介したい。

岐阜県警大垣署一個人情報漏洩事件と北海道警一ヤジ排除事件から、話は始まる。岐阜県警の警備公安部門による市民監視活動にせよ、北海道警による市民排除にせよ、今回はいずれも司法権の砦たる裁判所がそれなりの見識を示し、警察の不当な、あるいは行きすぎた活動に一定の警告を発する役割を担ったとはいえるだろう。

ただ、両訴訟の原告らも語ったように、いずれの判決も一特に岐阜地裁の判決は決して十全とはいえず、また北海道が一審判決を不服として控訴したのと同じく、岐阜県もすでに控訴しており、双方ともに控訴審でどのような判断が示されるか流動的な面が残る。また、なによりも両訴訟の一審判決を受けても岐阜県警、また北海道警も原告らに謝罪の意すら示しておらず、関係者が責任を取ることもなく、再発防止などに向けた措置も、示されていない。最低限の謝罪や責任追及すら行なわれないなら、再発防止の措置が取られるはずもなく、取れるわけもない。

なのに、政治やメディアの問題意識が高いとはいえず、むしろ驚くほど希薄に見える。それどころか、最近10年ほどの警察組織を取りまく政治状況を振り返ってみれば、この国の政権と与党はそんな警察組織に強力無比な“武器、ばかりを次々と投げ与え、背後では警察官僚が政治の中枢に深々と突き刺さってそれを巧みに差配し、結果として警察組織と警察官僚はその権限と権益をかつてないほど肥大化させつづけてきた。

具体例を挙げはじめればキリはない。広範な懸念や反発の声を押し潰し、政権と与党が特定秘密保護法を成立させたのは2013年。「テロ等準備罪」などという名称をまぶした共謀罪法が成立したのは2017年。いずれも警察活動などの透明性を著しく低め、逆にその情報収集能力や範囲を極度に拡大する治安法ばかりである。

また2021年には重要土地利用規制法も成立した。自衛隊や米軍基地、あるいは原発周辺といった「重要施設」周辺の土地利用者らを広範に調査し、しかもその「施設」に対する「機能阻害行為」などを禁ずる法は、肝心の「施設」や「機能阻害行為」の定義があいまいなまま成立、施行され、警察の警備公安部門が従来行ってきた市民監視、情報収集活動に法的なお墨つきを与えるばかりか、基地や原発などに反対するデモや集会が制限されてしまいかねない危険性を孕む。今国会で成立した経済安保推進法にも同じようなことがいえる。

大垣の個人情報漏洩事件は、名古屋市大の近くに中部電力子会社があったこともあり、関心があった。「警察」という巨大な組織と活動、なかでも警備公安部門には注意する必要がある。戦前のような「警察国家」に向かわぬためにも。

(2022年6月17日)